

Weekly Report

第688号
令和5年3月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小企業の賃上げ支援制度(税制・補助金)

物価の上昇や雇用の確保などにより賃上げを実施・検討する企業が増えていますが、中小企業の賃上げに対しては様々な支援制度があります。

◆中小企業向け「賃上げ促進税制」

令和4年度税制改正において拡充された賃上げ促進税制(中小企業向け)は、国内雇用者に対する給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合に増加額の15%を税額控除、前年度比2.5%以上増加した場合には増加額の30%を税額控除できます。

また、教育訓練費が前年度比10%以上増加している場合は税額控除率が10%上乘せとなり、最大で給与等支給増加額の40%を税額控除できます(ただし、税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限)。

令和4年4月～6年3月までに開始する事業年度(個人事業主は令和5年～6年)に適用されます。

◆大幅な賃上げ等を支援する補助金

令和4年度第2次補正予算により、大幅な賃上げ等を行う事業者に対して各種補助金の補助率や補助上限を引上げる支援措置が設けられました。

◎事業再構築補助金……本補助金の「成長枠」と「グリーン成長枠」について、大幅な賃上げ(事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等)などを行う場合に補助率や補助上限を上げます。

◎ものづくり補助金……大幅な賃上げ(事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等)を行う場合に各申請枠の補助上限を従業員規模に応じて上げます(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)。

◎事業承継・引継ぎ補助金……本補助金の「経営革新事業」について、一定の賃上げを行う場合に補助上限を上げます。

マンションの相続税評価の見直しを検討

相続等により取得した財産の価額は、相続税法第22条で「取得時における時価(客観的な交換価値)」とされており、国税庁は各種財産の具体的な評価方法を財産評価基本通達に定めています。

相続税等を計算する際は原則、この通達に沿って財産を評価しますが、マンションについては通達に基づく相続税評価額(土地は路線価、建物は固定資産税評価額)が市場価値を大きく下回るケースがあり、令和5年度税制改正大綱に「マンションの相続税評価について、市場価値との乖離の実態を踏まえた上で適正化を検討する」旨が盛り込まれたことから、国税庁はマンションに係る評価通達の改正に向けて検討を行っています。

採用や退職等における社会保険料の取扱い

3月・4月は、採用や退職等が多い時期です。

社会保険料(厚生年金・健康保険)は月単位で計算されるため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることになります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となります。